



japanordic
北欧研究所

セクシュアルマイノリティに関する法制度



CONTENT



調査の目的



調査期間



調査方法



調査結果

調査の背景



調査の目的

本稿は、デンマークの、セクシュアルマイノリティの権利を守るための法律や制度をまとめたものである。



調査時間

調査日: 2017年1月15日(水曜日)

2017年2月15日(水曜日)

計32日間



調査方法

デンマークのセクシュアルマイノリティに関する法制度の調査にあたり、以下の調査方法をとった。

01. インターネット調査

セクシュアルマイノリティに関する情報を扱う機関・団体のホームページを訪問し調査する。

セクシュアルマイノリティの定義

日本語では性的少数者と呼ばれる。類義語に欧米諸国で使われる、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字である「LGBT」があるが、この場合、

- ・ インターセックス(I)＝身体的に男女の区別がつきにくい人
- ・ アセクシュアル(A)＝無性愛者。同性も異性も好きにならない人
- ・ クエスチョニング(Q)＝自分の性別や性的指向に確信がもてない人

の3つが含まれないため、本稿ではセクシュアルマイノリティと表記する^[1]。

デンマークのセクシュアルマイノリティの権利と法律

1. 同性間の性交渉 – 歴史

同性間の性交渉は、デンマークでは1930年まで犯罪とされてきた。1683年の法律では、「自然に逆らった関係は、処刑に値する」と規定されている。

同性間の性交渉が合法となったのは1933年で、1977年には同性間と異性間での性交渉の同意年齢が平等化された。15歳と定められた。

1948年の世界人権宣言¹の内容に、同性愛者が含まれていなかったことに触発され、同年にオールボー(Aalborg)にて、デンマーク国内最初の同性愛者のための人権団体が設立された。設立者はアイギール・エスキルソン(Eigil Eskildsen)とアクセル・ロンデル・マセン(Axel Lundahl-Madsen)であり、のちに世界で初めてパートナーシップ登録(2.同性間の関係性を承認を参照)をした男性同性愛カップルである。

その後1981年に、保健省は同性愛を精神疾患リストから除外した^{[2][3]}。

1 世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>

2. 同性間の関係性の承認

1989年にデンマークは、世界で初めて「パートナーシップ登録」という同性間の関係を法的に認める制度を施行した。その後、2012年6月15日から、宗教的な場(教会)での婚姻を認める法律が施行された。パートナーシップは同性カップルのみ登録が可能である制度で、現在はすでに廃止されている^{[4][5]}。

3. 養子縁組と家族計画

1999年には、どちらかの実子のみの養子縁組が合法となり、2010年には異性カップルと同様に血縁関係がない子供の養子縁組も合法となった。しかし、他国の懐疑的な態度により難航し、海外の子供の養子縁組に初めて成功したのは2014年のことである。また養子縁組の際には、両方の親が親権を持つことが可能である^{[6][7][8]}。

1997年には女性同性愛者に対し人工授精を禁止する法律が制定されたが、9年後の2006年には廃止された^[9]。

4. 性同一障害者の権利

2014年6月に、断種や性転換手術を要せずに戸籍の性別を変更する法律が議会で承認された。施行は9月1日からで、18歳以上の国民は6か月間以上の「自己内証期間」経て、性別を変更することが可能となった^{[10][11]}。

既婚者の場合、婚姻関係は解消せずに性別の変更が可能である^[12]。

保健省は2017年の1月に、性同一障害を精神疾患リストから除外した。これはWHO(世界保健機関)に先駆けての動きであり、世界的にも注目されている^[13]。

5. 反差別化

1987年、民法の266b項に「他人の性的嗜好に対し、脅迫、軽蔑、または見下すような主張を公にした者は罰金もしくは懲役二年未満の刑に処す」という法律が定められている^[13]^[14]。

6. 移住権

1999年から非デンマーク国民の同性カップルは、どちらかのパートナーが二年以上デンマークに合法的に滞在している履歴があれば、パートナーシップ登録をすることが可能となった^[15]。

権利	年度
■ 同性間の性交渉	
性交渉の合法化	1933
同性愛を精神疾患リストから除外	1981
同性間と異性間の、性交渉の承諾年齢の平等化	1977
■ 同性間の関係性の承認	
同性カップルのパートナーシップ登録	1989
宗教的婚姻	2012
■ 養子縁組と家族計画	
セクシュアルマイノリティ個人または同性カップルによる養子縁組	1999、2010
体外受精の実施	2006
同性カップルの当事者二人ともが出生届に登録できる	2013
■ 性同一障害者の権利	
戸籍上の性別を変更する権利	2014
婚姻を解消することなく戸籍上の性別を変更する権利	2014
性同一障害を精神疾患リストから除外	2017.1
■ 反差別化	
性的嗜好に基づくヘイトスピーチに対する法律	1987
■ 移住権	
セックスマイノリティ個人または同性カップルによる移住	1999

今後の課題

1. 献血

セクシュアルマイノリティに対しあらゆる面で世界の先端をいくデンマークだが、まだ改善すべきこともある。

同性愛者の男性、もしくは男性と性的関係を持つ男性は、HIVと肝炎を保持しているリスクが高いことから、献血はいまだ認められていない。

このことにつき、コペンハーゲン大学、臨床学教授であるイエンス・ランググリーン(Jens Lundgreen)氏は「2016年、同性愛者の献血を拒む理由はどこにもない。現在の我々の技術では感染症をいち早く検出することが可能であり、一部分の国民を除外する理由はどこにもないはずだ。」と述べている。

ヨーロッパでは、すでにフランスとオランダが同性愛者の献血の禁止を廃止しているため、デンマーク政府も早急な対応が求められている。

2. 性転換手術

二つ目に、ホルモン療法、性転換手術等を受けやすい環境をつくるべきだという点が挙げられる。現在性同一障害の人々は、ホルモン療法や性転換手術などすべての治療を性科学クリニックで受けることとなっている。前述したように、性転換手術を受けるには6か月間以上の「自己内証期間」が必要となる。その際、治療を承認されるために、自尊心を傷つけられるような質問に答えなければならない時もあり、また、答えられないために治療に進めない人もいる。本人の主張を尊重し、治療を受けられるようにすべきだと議論されている^[15]。

デンマークのLGBT団体、LGBTの情報を扱うウェブサイト

- LGBT Denmark (<http://lgbt.dk/>)
- Rainbow business denmark (<http://rainbowbusinessdenmark.dk/>)
- VISIT COPENHAGEN (<http://www.visitcopenhagen.com/gaycopenhagen>)

参考文献

- [1] <http://withnews.jp/article/f0160501001aa0000000000000000G00110101aa000013362A> (2017.1.17 Retrieved)
- [2] <http://lgbt.dk/english-2/> (2017.1.17 Retrieved)
- [3] <http://www.scandinaviastandard.com/a-brief-history-of-lgbtqi-rights-in-denmark/> (2017.1.17 Retrieved)
- [4] Family law in denmark P.71–72, Hans Viggo Godsk Pedersen, Ingrid Lund-Andersen, Kluwer Law International, 2011
- [5] <http://www.samesexrelationshipguide.com/~media/files/ssrguide/europe/legal-recognition-of-samesex-relationships--denmark.pdf> (2017.1.17 Retrieved)
- [6] <http://ceflonline.net/wp-content/uploads/Denmark-Parental-Responsibilities.pdf> (2017.1.17 Retrieved)
- [7] <http://www.qrd.org/qrd/world/europe/denmark/registered-partnership-act-with-amendments> (2017.1.17 Retrieved)
- [8] <http://www.thelocal.dk/20140721/gay-couple-become-first-in-denmark-to-adopt-from-abroad> (2017.1.17 Retrieved)
- [9] <http://www.loc.gov/law/foreign-news/article/denmark-changing-legal-sexual-identity-simplified/> (2017.1.20 Retrieved)
- [10] <http://www.icenews.is/2014/06/25/denmark-surgery-no-longer-necessary-for-sex-change/#axzz4WP0h4cZv> (2017.1.20 Retrieved)
- [11] <http://www.lgbt-ep.eu/press-releases/denmark-becomes-europes-leading-country-on-legal-gender-recognition/> (2017.1.21 Retrieved)
- [12] <http://www.thelocal.dk/20160513/denmark-to-remove-transgender-from-list-of-mental-illnesses> (2017.1.17 Retrieved)
- [13] https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/318-FRA-hdgso-NR-DK.pdf (2017.1.21 Retrieved)
- [14] http://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/370-FRA-hdgso-part2-NR-DK.pdf (2017.1.21 Retrieved)
- [15] <http://www.scandinaviastandard.com/a-brief-history-of-lgbtqi-rights-in-denmark/> (2017.1.21 Retrieved)



japanordic
北欧研究所

セクシュアルマイノリティに関する法制度



齋藤奈々子



@japanordic



Japanordic



info@japanordic.org

北欧研究所 | Toftholm Alle 7,2900 Hellerup Denmark | <http://www.japanordic.com/>

design by RECOLORD.